

熊本県告示第331号

熊本県建設工事低入札価格調査実施要領を次のように定める。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県建設工事低入札価格調査実施要領

1 趣旨

この要領は、県が発注する建設工事について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる場合の手続（以下「低入札価格調査」という。）について必要な事項を定める。

2 対象工事

この要領による低入札価格調査の適用の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、県工事等における金額階層別入札方式について（平成16年3月29日付け監第2891号）に定める一般競争入札及び条件付一般競争入札に付するものとする。

なお、上記以外工事についても、必要があると認められるときは、この要領に定める手続に従い、対象工事とすることができる。

3 低入札価格の基準

低入札価格調査を開始する基準となる入札価格（以下「基準価格」という。）は、予定価格に熊本県工事契約事務取扱要領（平成8年6月21日付け監第535号）第6条第1項各号に掲げる最低制限価格の率を乗じたものとし、基準価格を下回る価格の入札について、低入札価格調査を行うものとする。

4 入札参加者への周知

一般競争入札及び条件付一般競争入札においては、対象工事の入札公告において最低制限価格は無と記載するとともに入札説明書において次に掲げる事項を記載することとし、指名競争入札においては、指名通知において最低制限価格は無とすること及び次に掲げる事項を記載することとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について、一定の基準を設けていること。

(2) 基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法

(3) 基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とはならない場合があること。

(4) 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。

5 調査手続の開始

入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して「保留」と宣言し、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき落札者の決定をするための調査を行い、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

6 契約審査委員会の設置

(1) 4により調査の必要が生じた場合には、契約審査委員会を設置するものとする。

(2) 契約審査委員会は、当該工事の競争参加資格審査会又は指名審査会を活用するものとし、会長は、当該審査会の会長をもって充てる。

(3) 契約審査委員会における審議は、低入札価格調査報告書（様式1）に基づき行うものとする。

(4) 契約審査委員会の事務は、当該工事の契約担当課が行うものとする。

7 調査及び検討

契約担当課は、基準価格を下回った入札を行った者について工事費内訳書を徴取するとともに、原則として入札から7日以内に調査資料（様式2～12）を提出させることとする。

契約担当課及び事業担当課は、提出された調査資料を基に、基準価格を下回る価格で入札を行った者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、次の内容により調査及び検討を行い、契約審査委員会へ報告するものとする。

なお、調査に当たっては、必要に応じ、他部局の専門技術職員の補助を依頼することができるものとする。

(1) 事情聴取を行う事項

ア 当該価格により入札した理由（様式2）

イ 契約対象工事近隣における手持工事の状況（様式3）

ウ 契約対象工事に関連する手持工事の状況（様式4）

エ 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（様式5）

オ 手持資材の状況（様式6）

カ 資材購入先及び購入先と入札者の関係（様式7）

キ 手持機械数の状況（様式8）

ク 労務者の具体的供給見通し（様式9）

ケ 過去に施工した県工事（様式10）

コ 経営内容（様式11）

サ その他必要な事項（様式12）

(2) 調査を行う事項

ア 工事費内訳書の内容 必要に応じ詳細な工事費内訳書を徴取する